

議 案 第 1 0 4 号

磐田市景観条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市景観条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年9月9日提出

磐田市長 草 地 博 昭

磐田市景観条例の一部を改正する条例

磐田市景観条例（平成２６年磐田市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

第２８条（見出しを含む。）中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。

磐田市景観条例新旧対照表

現行	改正案
(届出を要しない行為) 第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 2 略 (景観整備機構____の指定の手続) 第28条 市長は、法第92条第1項の規定により景観整備機構____の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。	(届出を要しない行為) 第11条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 2 略 (景観整備推進法人の指定の手続) 第28条 市長は、法第92条第1項の規定により景観整備推進法人の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。